

# 参 考 资 料

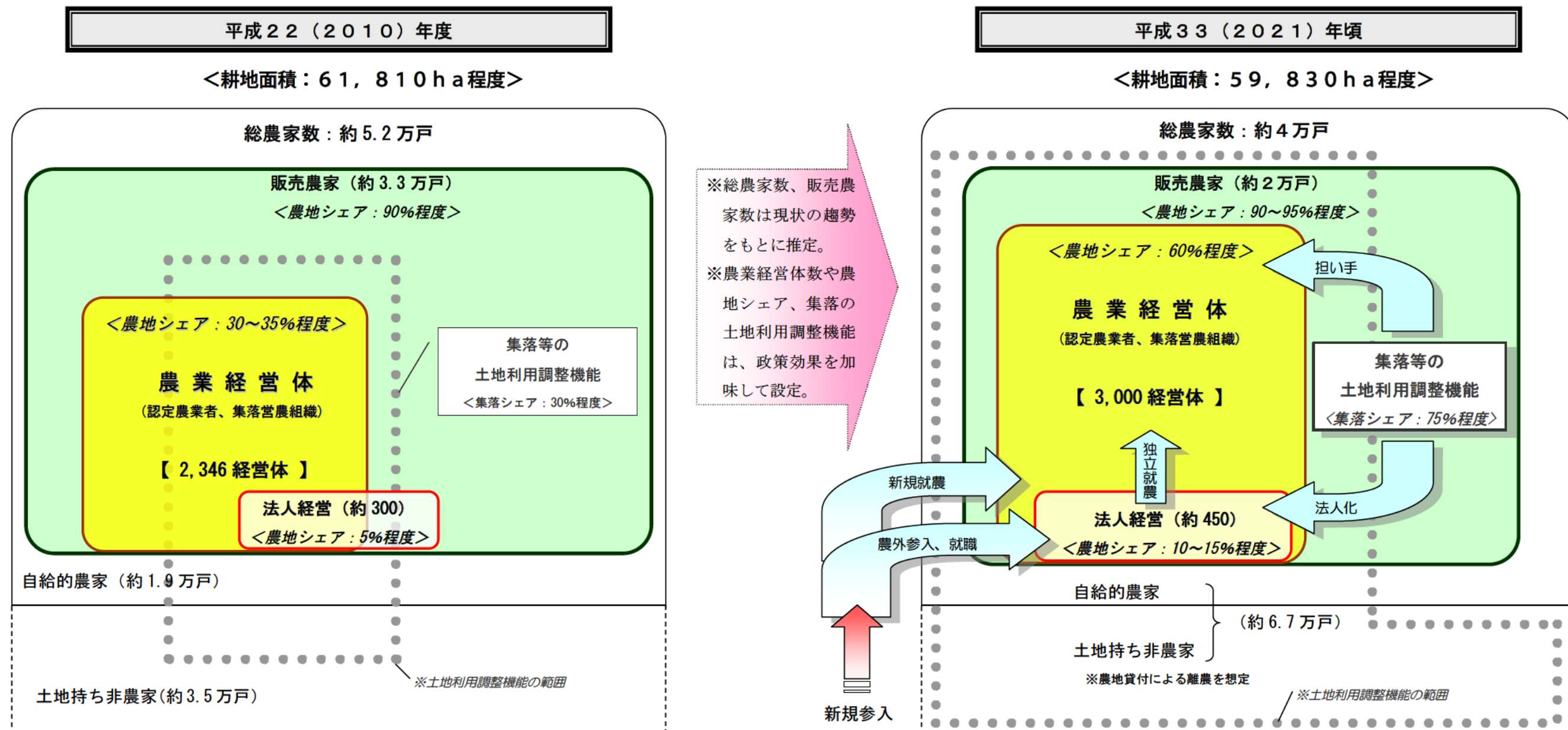
# 1 基本計画で見通した10年後の三重県農業の姿

## (1) 主要品目毎の生産見通し

品目名等		平成21年度 (2009年度) 【現状】	平成33年度 (2021年度) 【目標】	比較増減 【H33 - H21】
耕 種 農 業	水田作物	40,140ha	44,470ha	4,330ha
	米(新規需要米を除く)	30,719ha	30,170ha	549ha
	新規需要米 (米粉用米・飼料用米等)	181ha	1,880ha	1,699ha
	麦	5,800ha	7,420ha	1,620ha
	大豆	3,440ha	5,000ha	1,560ha
	園芸作物	10,750ha	10,720ha	30ha
	その他	3,818ha	3,468ha	350ha
	作付合計面積	54,708ha	58,658ha	3,950ha
畜 産	牛	33,190頭	36,300頭	3,110頭
	豚	119,700頭	120,000頭	
	鶏	6,125千羽	6,130千羽	
耕地面積		61,810ha	59,830ha	1,970ha
耕地利用率		89%	98%	9%
食料自給率(カロリーベース)		42%	51%	9%

(2) 三重県における平成 33(2021)年頃の農業構造の展望 (イメージ)

- 平成 33 年頃の農業構造は、高齢化によるリタイア等から農家数が大きく減少するものの、集落等の土地利用調整機能に基づく経営規模の拡大や戸別所得補償制度の活用などにより、農地の9割程度が販売農家によって担われる。
- 認定農業者を主とする担い手農業者が中心となって、集落等の土地利用調整機能を生かして集落営農組織等の主たる担い手となるとともに、こうした組織が農業法人に発展したり、法人経営に雇われた人が技術や経営ノウハウを身に付けてから家族経営者として独立したりするなど、家族経営と法人経営が相互に連携・循環して成り立つ。
- 農業経営や農村内での6次産業化の取組、農業法人以外の法人の参入や農商工等の連携が進むとともに、集落や産地を単位とした「地域経営」の視点を取り入れたさまざまな取組が展開されることにより、意欲ある農業者の創意と工夫による経営発展が実現され、持続的に発展する本県の農業・農村の姿が展望される。



※本資料は、2010年世界農林業センサス等から推計しています。

## 2 用語の解説

基本計画に掲載されている用語の説明です。

単語（事項等の名称）	解 説	掲載場所
A B C（アルファベット）		
ブリックス B R I C s	BRICs は、ブラジル (Brazil)、ロシア (Russia)、インド (India)、中国 (China) の4か国の頭文字を合わせたもの。大きな国土面積、人口をもち、天然資源が豊富であるとの共通点を有している。	第2章
ビーエスイー B S E（牛海綿状脳症）	Bovine Spongiform Encephalopathy の略。1986年に英国で初めて報告された牛の病気。B S Eにかかると、脳の組織が海綿状（スポンジ状）になることから、牛海綿状脳症と名付けられた。	第1章
イーピーイー E P A（経済連携協定）	Economic Partnership Agreement の略。特定の国や地域の間で、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、さまざまな分野での協力の要素等を含む幅広い経済領域での連携力の強化を目的とする協定。	第1章 第2章
エフティーイー F T A（自由貿易協定）	Free Trade Agreement の略。特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定。	第1章 第2章
ギャップ G A P	Good Agricultural Practice の略。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。	基本施策 I
ハサツフ H A C C P	Hazard Analysis and Critical Control Point の略。原料受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等の危害を予測（危害分析: Hazard Analysis）したうえで、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録（重要管理点: Critical Control Point、例えば加熱・殺菌、金属探知機による異物の検出等の工程）する工程管理の手法。製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保できる。	基本施策 I
アイシーティー I C T（情報通信技術）	Information Communication Technology の略。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す言葉。	第2章

単語（事項等の名称）	解 説	掲載場所
ティーパーピー T P P（環太平洋連携 協定）	Trans-Pacific Partnership の略。アジア太平洋での自由貿易圏の構築をめざすための協定で、参加国間での貿易に関する関税の撤廃を原則としている。シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4か国が締結している環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）を拡大させることとして、オーストラリア、ペルー、アメリカ、ベトナム、マレーシアの5か国を加えた計9か国での協定交渉が行われている。	第2章
ダブリュティオー W T O（世界貿易機 関）	WTO は、World Trade Organization の略。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）の枠組みを発展させるものとして、1995年（平成7年）に発足した国際機関。本部はスイスのジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。	第2章
あ行		
温室効果ガス	二酸化炭素、メタン（水田や廃棄物最終処分場等から発生）など、地面から放射された赤外線の一部を吸収・放射することにより大気を暖める働きがあるとされるガスのこと。	第1章 第2章
か行		
基幹食肉処理施設	県内の主要と畜場である四日市市食肉センター及び松阪食肉公社食肉流通センターのこと。	基本施策 I
口蹄疫	牛や豚など、偶蹄（ぐうてい）類の家畜にのみ感染するウイルス性の伝染病で、伝染力が強いいため特定家畜伝染病に指定されている。	基本施策 I
高病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザのうち、感染した鳥が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を引き起こすタイプをさす。	基本施策 I
戸別所得補償（制度）	米などの農産物の価格が生産コストを下回った場合に、国がその差額分を生産農家に補償する制度。2010年度（平成22年度）に水田作物を対象とするモデル事業が実施され、2011年度（平成23年度）から畑作物を加えて本格実施されている。	第2章



単語（事項等の名称）	解 説	掲載場所
さ行		
産業革命	18 世紀後半のイギリスに始まった技術革新による産業・経済・社会の大変革。機械設備をもつ大工場が成立し大量生産が可能となり、社会構造が根本的に変化して近代資本主義経済の確立につながった一方で、人口の都市集中や小生産者・職人層の衰退を伴った。	第 2 章
残留農薬	植物の害虫駆除や除草等の目的で使った農薬が野菜や果物等の農産物に残ること。食品衛生法により残留農薬基準が定められ、これを超えるものは販売することができない。	第 1 章 第 2 章
再生可能エネルギー	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーで、太陽光、大規模水力、波力・海洋温度差熱などをさす。いずれ枯渇する化石燃料などと違い自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給されるため、地球環境への負荷が少ない。	第 2 章
植物工場	内部環境をコントロールした閉鎖的または半閉鎖的な空間で植物を計画的に生産するシステム。閉鎖的空間で環境を完全に制御する完全制御型、温室等の半閉鎖環境で太陽光の利用を基本に雨天・曇天時の補光や夏季の高温抑制技術等を用いる太陽光利用型がある。	第 2 章
新エネルギー	実用化段階に達しつつあるが経済性の点から普及が十分でないもので、化石燃料に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なエネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）。再生可能エネルギーと従来型エネルギーの新利用形態の二つに分類され、さらに再生可能エネルギーは自然エネルギーとリサイクル・エネルギーに分けられる。	第 2 章
世界同時不況	平成 20 年(2008 年)のアメリカのサブプライムローン問題をきっかけにした住宅バブル崩壊に端を発した国際的金融危機。	第 2 章
た行		
地球温暖化（問題）	大気中の二酸化炭素など温室効果ガスが人間の経済活動などに伴って増加する一方、森林の破壊などによって二酸化炭素の吸収が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のこと。平均海面水位の上昇、異常気象や自然生態系、農業への影響などが心配されている。	第 2 章

単語（事項等の名称）	解 説	掲載場所
多品目適量産地	特定の農産物直売所や量販店等での直売を念頭に置き、その品揃えの確保に向け、多品目の農産物について販売に見合った量の生産に取り組む農産物産地を意味する三重県の造語。	基本施策Ⅰ
多面的機能	農林水産業が営まれることによって発揮される国土の保全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能等をさす。	第2章 第3章 基本施策Ⅲ 第4章
地域活性化プラン	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例に基づいて地域や産地などを単位に策定される農業・農村の活性化のための活動プランのこと。	基本施策Ⅱ 第4章
地産地消（運動）	地元産の農林水産物を地元で消費すること。地産地消運動は、それだけにとどまらず、地域の食への理解を深めたり農作業等を体験したりすることなどを通じて、地域住民が自分たちの生活や地域のあり方を見つめ直すこと。	第3章 基本施策Ⅳ 第4章
特定農業団体	農作業受託によって農用地の利用集積を図る相手方として農用地利用改善団体によって特定農用地利用規程に位置付けられた任意の組織で、農業生産法人となることが確実と見込まれるもの。	第3章
トレーサビリティシステム（生産履歴記帳）	食品のトレーサビリティは、農産物や加工食品などの食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」こと。食品の生産から消費にわたり、各自取り扱う商品（食品）の移動に関する記録を作成・保存することにより、結果として、生産から小売まで、食品の移動の経路を把握することが可能となり、食品事故が発生した際の迅速な回収等に役立つ。	第2章
な行		
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した経営をめざす農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者。	第2章 第3章 基本施策Ⅱ
農商工連携	農林漁業者と商工業者がお互いの技術やノウハウをもち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。	第2章 第3章 基本施策Ⅰ 第4章

単語（事項等の名称）	解 説	掲載場所
<b>は行</b>		
バイオマス	動植物に由来する有機性資源で、化石資源を除いたものをいう。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルのなかで、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。	第2章
バブル経済	1980年代後半から1990年代初期までの日本で起こった、資産価格の上昇と好景気及びそれに付随して起こった社会現象。実体経済から乖離して資産価格が一時的に大幅に高騰しその後急速に資産価格の下落が起こる様子が中身のない泡がふくれてはじける様子に似て見えることから、バブル景気やバブル経済、またその景気後退期がバブル崩壊などと呼ばれている。	第2章
<b>ま行</b>		
三重県営業本部	県産品等の認知度向上と販売促進等に取り組むために設置した、知事を本部長とする県の組織。	基本施策Ⅳ
みえフードイノベーション	農林水産資源を活用し、生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官のさまざまな主体の知恵や技術を結集し融合することで、地域が抱える課題を解決し、新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みのこと。	第3章 基本施策Ⅳ
<b>ら行</b>		
リーディング産地	県農業をリードしていくことができる産地を意味する三重県の造語。	基本施策Ⅰ
6次産業化	1次産業が、加工（2次産業）や流通販売（3次産業）などを自己の経営に取り入れたり産業間の連携を図ったりすることにより業務展開している経営形態を表す造語。	第2章 第3章 基本施策Ⅰ 第4章
<b>わ行</b>		
ワイルドライフ・マネジメント	人と野生動物と自然環境の豊かな共存をめざし、単なる有害鳥獣捕獲ではない野生動物の生息地管理、個体数管理、被害管理を総合的、科学的かつ計画的に行う野生動物保護管理のこと。	基本施策Ⅲ



# 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例

平成22年12月28日  
三重県条例第59号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条 第八条）

### 第二章 基本計画（第九条）

### 第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

#### 第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保（第十条 第十四条）

#### 第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立（第十五条 第十七条）

#### 第三節 地域の特性を生かした農村の振興（第十八条 第二十条）

#### 第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出（第二十一条 第二十三条）

### 第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援（第二十四条）

### 附則

三重県は、山から海へと至る複雑な地勢と四季の変化に富んだ自然を有している。三重県の農業及び農村は、このような環境に適応し、営農上の困難を克服しながら、農産物を供給するとともに、その営みを通じて、県土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮してきた。また、「食」に関する意識の高まりとともに、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなってきている。

しかしながら、農村における高齢化、過疎化等に伴い増加しつつある遊休農地は、豊かな田園景観を脅かし、三重県の農村を変貌させるおそれがある。また、農産物の価格の低迷は、農業者等の生産意欲の減退を招き、農産物の供給が不安定になることが懸念される。こうした見過ごすことができない状況に対処するため、三重県の農業及び農村の一層の活性化を図ることが差し迫った課題となっている。

県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給し、多面的機能を適切かつ十分に発揮するとともに、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、需要の開拓等に取り組んでいく必要がある。

このような考え方に立って、多様な主体が協働して、農業及び農村の様々な資源を地域の特性を生かして活用すること等によりその活性化を推進し、県民の多様化する期待にこたえる活力ある農業及び農村を構築するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

二 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいう。

三 食品産業事業者 食品に係る製造、流通その他食品に関する役務の提供を行う事業者をいう。

四 地産地消 地域の需要に応じた農産物を当該地域で生産すること及び地域で生産された農産物を当該地域において消費し、又は利用することをいう。

五 安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進される農業生産活動をいう。

### （基本理念）

第三条 食を担う農業及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要であることにかんがみ、次に掲げる事項が行われることを基本としなければならない。

- 一 農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることにかんがみ、需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。
- 二 農業については、県民から求められる農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること。
- 三 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤であることにかんがみ、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること。
- 四 農業及び農村の新たな価値の創出については、県民の多様化する期待にこたえる価値を新たに創出し、及び提供していくことが重要であることにかんがみ、県民と農業者等の相互理解の促進を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、その促進が図られること。

#### ( 県の責務 )

- 第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
- 2 県は、農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨として、前項の施策等を講ずるものとする。
  - 3 県は、第一項の施策等の実施に当たっては、市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、及び協働するものとする。

#### ( 農業者等の役割 )

- 第五条 農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 農業者等は、前項の取組を行うに当たっては、県、市町、食品産業事業者その他関係者との連携協力を努めるものとする。
  - 3 農業者等は、農業生産及びこれに関連する活動を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努めるものとする。

#### ( 県民の参加等 )

- 第六条 県民は、食に関する知識並びに農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努めるものとする。

#### ( 推進体制の整備 )

- 第七条 県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

#### ( 財政上の措置 )

- 第八条 県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本計画

- 第九条 知事は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な方針及び主要な目標
    - 二 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策
    - 三 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援に関する措置その他必要な事項
  - 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
  - 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表しなければならない。
  - 6 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
  - 7 第三項及び第四項の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準用する。

### 第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

#### 第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保

##### (水田の最適な利用)

第十条 県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の需要に応じた生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

##### (園芸作物等の産地の形成)

第十一条 県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

##### (畜産の健全な発展)

第十二条 県は、畜産の健全な発展を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

##### (安全・安心農業生産の取組の促進)

第十三条 県は、安全・安心農業生産の取組を促進するため、安全・安心農業生産に関する技術の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

##### (農産物の安全・安心の確保)

第十四条 県は、農産物の安全性及びその安全性に対する信頼を確保するため、生産、加工及び流通の各過程における安全管理の定着及び高度化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

##### (多様な農業経営の確立)

第十五条 県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、経営意欲を有する者の就農及び経営能力を有する者の農業への参入を促進するため、農業の技術及び経営方法の習得機会の提供、農地に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

##### (技術及び知識の向上)

第十六条 県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な施策を講ずるとともに、それらの成果の普及に努めるものとする。

##### (農地の有効利用等)

第十七条 県は、農業生産に必要な農地の確保及び有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地の利用の集積、遊休農地の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第三節 地域の特性を生かした農村の振興

##### (農村の総合的な振興)

第十八条 県は、農村の総合的な振興を図るため、生活環境の計画的な整備の推進、農業者等が行う地域の特性を生かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

##### (多面的機能の発揮及び中山間地域等の振興)

第十九条 県は、農業及び農村の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農地、農業用水その他の農業資源の適切な管理の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)における適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

##### (野生鳥獣による被害の防止)

第二十条 県は、野生鳥獣による農産物の被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

(新たな価値の創出を図るための取組の促進)

第二十一条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、農業者等が行う次に掲げる取組の促進に関して必要な施策を講ずるものとする。

- 一 食品産業事業者その他関係者と連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓(次号において「商品の開発等」という。)を行う取組
- 二 農産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動による商品の開発等を行う取組
- 三 消費者と直接的なつながりを持つことによる農産物若しくは商品の生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組
- 四 農業生産の現場、農産物、農村の景観その他地域の農業及び農村に係る観光資源の特徴を活用して、役務の開発、提供又は需要の開拓を行う取組
- 五 自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して農産物又はその加工品を輸出する取組
- 六 前各号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るために必要な取組

(認証制度等の推進)

第二十二条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品の認証制度等を推進する次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 特に優れた品質の農産物又はその加工品の周知を図り、三重県の知名度の向上を図る施策
- 二 安全・安心農業生産の下で生産され、かつ、知事が定める基準を満たした農産物の周知を図る施策
- 三 食品産業事業者と連携し、県民が県内で生産された農産物又はその加工品に触れ、及び親しむ機会の拡大を図ること等により地産地消を一層推進する施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるために必要な施策

(食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進)

第二十三条 県は、県民と農業者等の相互理解の促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域その他の様々な場所において、食育の推進に関する活動が地域の特性を生かしつつ展開されるよう、情報及び意見の交換の促進、人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、県民と農業者等との間の交流の促進を図るため、農産物の生産、加工及び流通の各過程における県民に対する学習機会の確保、体験活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、学校給食、事業所の食堂等において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援

第二十四条 県は、農村地域団体(次の各号のいずれかに該当する団体をいう。以下同じ。)による農業及び農村の資源を有効に活用して行う取組を総合的かつ効果的に支援するため、当該農村地域団体が掲げる目標を達成するための計画の策定及び当該計画に基づく活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 一 集落を基礎とした農業者等の組織する団体(農業者でない住民が参加するものを含み、その活動区域が農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された農業振興地域その他知事が必要と認めた地域にあるものに限る。)
- 二 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第三号)第四条第一項の規定により指定された野菜指定産地又は果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第二条の三第三項の規定により果樹農業振興計画において形成に関する方針を明らかにされた広域の濃密生産団地で農産物の生産又は出荷を行う者の組織する団体
- 三 前二号に掲げるもののほか、前二号に規定する団体に準ずるものであって知事が適当と認めたもの
- 2 県は、農村地域団体の設立に向けた農業者等の組織化を促進するため、市町その他関係者と連携し、農業者等の意欲の増進その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、農村地域団体が行う第一項の取組を円滑かつ効果的に推進するため、市町その他関係者と連携し、必要な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。